

令和6年9月6日（金）

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

環境省福島地方環境事務所は、本日、株式会社志賀建設に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省福島地方環境事務所

総務部経理課

課長：藤林 啓介

課長補佐：どうめき百目木 康一

TEL:024-573-7246

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社志賀建設	福島県石川郡石川町字屋敷入63

2 指名停止措置期間

令和6年9月6日から
令和7年1月5日まで（4ヶ月）

3 指名停止措置の範囲

福島地方環境事務所管内

4 事実概要

株式会社志賀建設の元社員及び元取締役は、福島県石川町が発注した複数の公共工事の入札において、石川町長が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和6年4月30日及び同年5月21日、福島県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年5月21日に地検郡山支部に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。その後、株式会社志賀建設の元社員及び元取締役は、複数の公共工事の入札情報を入手した見返りとして、約42万円相当の物品を提供したとして、同年6月10日、福島県警に贈賄の容疑で再逮捕された。

5 指名停止措置理由

このことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」（平成13年1月6日付け環境会第9号大臣官房会計課長通知）別表2第3号イ及び第8号アに該当する。

<参考>

○「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」別表2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3. 次のア、イ又はウに掲げる者が当該部局の管轄区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上9ヶ月以内 2ヶ月以上6ヶ月以内 1ヶ月以上3ヶ月以内
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8. 次のア又はイに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 ア 当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員 イ 当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヶ月以上12ヶ月以内 1ヶ月以上12ヶ月以内